



環境 第 692 号 - (1)

令和 3 年 2 月 2 6 日

一般財団法人三重県環境保全事業団

理事長 高沖 芳寿 様

四日市市長 森 智 広



廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見について

令和 2 年 1 1 月 1 7 日に提出のあった廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価準備書について、四日市市環境保全審議会の答申及び当該事業に対する市民の意見や要望を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第 1 9 条第 1 項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

一般財団法人三重県環境保全事業団の新小山最終処分場は、平成 2 4 年 1 2 月より供用を開始し、産業廃棄物の最終処分場として事業運営されている。最終処分場の今般の増設計画では、埋立地面積を 9 4, 5 0 0 m²から 1 6 8, 3 0 0 m²へ拡張し、廃棄物の埋立総容量として、1, 6 7 2, 0 0 0 m³から 3, 6 5 7, 9 0 0 m³へ拡大することとなる。

当事業については、増設による排出水量の増加やその水質、生態系への影響、景観の他、工事中の排出ガス、騒音等による周辺への環境影響について、十分配慮が必要である。事業の実施にあたっては環境影響評価書に示される環境保全措置を確実に実施するとともに、環境保全対策に関する最新の知見を活用して、利用可能な技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。また、近年の気候変動により水災害リスクが増大している状況下であることを考慮して、工事中、供用中、供用後のそれぞれにおいてレジリエントな治水計画とすること。

さらに、処分場埋立終了後の将来計画策定にあたっては、事業用地に在来種の樹木を育成するなど、生態系ネットワークの形成に配慮すること。

なお、環境影響評価書の作成にあたっては、次の点を踏まえ、適切な対応を行うこと。

(個別的事項)

1 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定について、土地の造成で粉じん等が評価項目として選定されているが、SPM及びPM_{2.5}が選定されていなかったことから、選定しなかった理由を明確にすること。なお、環境影響評価項目に不足がある場合には、必要に応じて追加調査等を行ったうえで、環境影響評価書に反映すること。

2 大気質、騒音、振動

環境影響評価方法書における四日市市長意見に対する事業者の見解において、「最新の排出ガス基準に適合したものを優先的に使用する」、「可能な限り低騒音・低振動型の車両を用いる」とあるが、環境保全措置に記載がないため、評価書の環境保全措置に反映すること。

3 大気質、悪臭、水質

既存の処分場で埋立している廃棄物の品目や比率についての記載がなく、増設後の予定についても説明がないことから、評価書に記載すること。また、評価書の作成にあたっては、現在埋立している廃棄物の品目や比率が変わる可能性がある場合には、その変動幅に対応した悪臭の発生や水質の変化を評価し、必要に応じて、周辺環境に影響がないよう対策を検討しておくこと。

4 水質

- (1) 土壌沈降試験結果において、評価数値及び項目の整合をはかるとともに、試験結果については、沈降速度分布を示して評価すること。
- (2) 地下水について、モニタ井戸Cの電気伝導率及び塩化物イオン濃度が他地点と比較して高いことから、引き続きモニタリングに努めること。
- (3) 近年の気候変動下において、過去最大降雨量を超えるゲリラ豪雨等が発生し得ることを考慮して、洪水調整機能について再度検証を行うこと。
- (4) 水質モニタリングについて、「廃棄物最終処分場の維持管理基準」に定められていない物質についても、引き続き監視し、周辺環境に配慮した施設管理に努めること。

5 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

- (1) 事業の実施により生息環境が喪失する生物種に対する代償措置として、新たに生息環境を創出する場合は、より生息に適した環境の創出に努めること。例えば、ユビナガコウモリについては生息地の東側に造成する暗渠の天井をユビナガコウモリが生息しやすい構造とするなど、種ごとに生息に適した環境条件を整え、多様な生態系の維持に努めること。
- (2) キンランやカラタチバナなど重要種の個体移植を行う場合は、移植前に生育に適した環境を整えたうえで移植を行うとともに、移植後も順応的管理を行うなど、個体の活

着に最大限努めること。

- (3) 陸生動物や生態系などの環境保全措置として示されている残地森林・造成森林の順応的管理について、評価書には、例えば地域と連携した里山保全活動の実施など、より具体的な内容及び管理方法、それに伴うロードマップを示した上で、生物相の特性に応じた適切な措置を講じること。

6 その他

- (1) 埋立地に隣接している「いこいの広場」や「せせらぎ緑地」について、引き続き、小学校や環境活動団体等と連携した自然環境保全等の学習に協力し、人と自然とのふれあいの活動の場の保全に努めること。
- (2) 自然災害や当該事業に被害が生じる事象について、想定外の被害にも対応できるように常にリスクを見直し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう努めること。
- (3) 当該地域には、シカやイノシシ等の農作物に被害を及ぼす獣類が多く生育しており、残置森林の減少によって、その獣類の生息環境の改変が予想されることから、造成工事中を含めて適切な被害防止策を講じること。